

## 愛媛県美術館植栽管理業務実施基準仕様書

愛媛県美術館植栽管理業務については、この仕様書に基づいて実施するものとする。

この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、軽易な業務で甲が美観上又は植栽管理上必要があると認めた業務は、これを実施するものとする。

### 1 業務の内容

業務の内容は、植栽管理業務とし、対象及び作業は次のとおりとする。

#### (1) 対象

【高木】・クスノキ 7本 ・アキニレ 48本 ・松 1本

【低木】・クチナシ等 366㎡

#### (2) 作業

せん定 2回 (高木1回、低木1回)

薬剤散布 1回

### 2 作業時期

作業時期は、天候、美術館の使用状況に応じ、別に協議して定める。

### 3 作業上の留意事項

- (1) 作業実施に当たっては、事故の防止及び火気の取締りに特に留意すること。
- (2) 本館敷石部分には、クレーンや車両等の乗り入れはできない。
- (3) 高木等の剪定に当たっては、松山市都市公園条例に抵触しないよう調査・実施すること。
- (4) 薬剤散布に当たっては、県有施設における農薬適正使用ガイドラインに準拠して実施すること。
- (5) 剪定により不要となった枝葉等の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき、適正に処分すること。
- (6) 業務実施報告書に実施写真を添付すること。

### 4 作業監督者及び作業員

- (1) 業務実施の際には、専門知識（一級又は二級造園施工管理技士）を有し適正な植栽管理を実施できる作業監督者を自社社員により配置すること。  
また、植栽管理に関し適切な助言を行うこと。
- (2) 作業員は、好感がもたれ、また信頼がおけるよう教養訓練が行われた者を配置すること。